平成２３年（フ）第２５８号
北海道沙流郡日高町字厚賀町172番地の３
債務者　新井　惠子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０号
名古屋市天白区植田山５丁目524番地
債務者　石黒　知史
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　弘典
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０号
愛知県半田市柊町４丁目210番地の７　メゾン・ド・フジ206号
債務者　和田　峯男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１５号
名古屋市天白区池場３丁目318番地の１　コーポ大島102号
債務者　平井　　悟
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　久樹
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８号
北海道苫小牧市澄川町５丁目17番７号
債務者　工藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　正人
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１９号
岐阜県不破郡垂井町表佐1411番地
債務者　中川　**譲**治
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　　崇
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
盛岡市黒石野２丁目11番54号、旧住所盛岡市緑が丘２丁目16番15号　メゾン緑が丘101号
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８号
鳥取県倉吉市上福田428番地１
債務者　坂口　英昭
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第９３号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目20番18―905号
債務者　窪田　稔弘
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２５号
広島市南区宇品海岸１丁目10番７―306号　ベルポート広島
債務者　オフィスタナカこと　田中　昭次
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　破産債権の届出期間　平成23年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４号
鹿児島県霧島市福山町福山4706番地41
債務者　福森　雅志
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　圭市
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第７号
鹿児島県霧島市国分敷根1257番地７
債務者　重久　隆一
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　圭市
4　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
岐阜県瑞穂市穂積494番地１、居所愛知県一宮市木曽川町門間字郷前71番地１
債務者　田中　道成
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　泉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部